

## 役員等の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑の風（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員（以下まとめて「役員等」という。）の報酬及び費用弁償等について、必要な事項を定める。

### (報酬)

第2条 法人は、役員等に下表の通り報酬を支払う。

2 法人は、前項に定めた報酬について、

役職	報酬額		方法・支給時期
	年額	月額	
業務執行理事	8,000,000 円	666,666 円	月額を給与支給日
理事（管理者を兼務する者）	600,000 円	50,000 円	月額を給与支給日
理事	30,000 円	-	年額を毎年度6月末迄
監事	30,000 円	-	年額を毎年度6月末迄
評議員	10,000 円	-	年額を毎年度6月末迄
評議員選任・解任委員	0 円	-	-

### (報酬の総額)

第3条 役員等の報酬の総額は、下表の通りとする。

役職	報酬の総額（年）	備考
理事・監事	10,000,000 円	
評議員	100,000 円	定款第8条

### (費用弁償)

第4条 役員等が法人の業務の為に支出した費用に関しては、法人が実費を支給する。

2 旅費交通費については、別途定める役員等旅費規程の基準に従い支給する。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

### 附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

改定 平成22年3月12日

改定 平成24年5月24日

改定 平成29年6月20日